

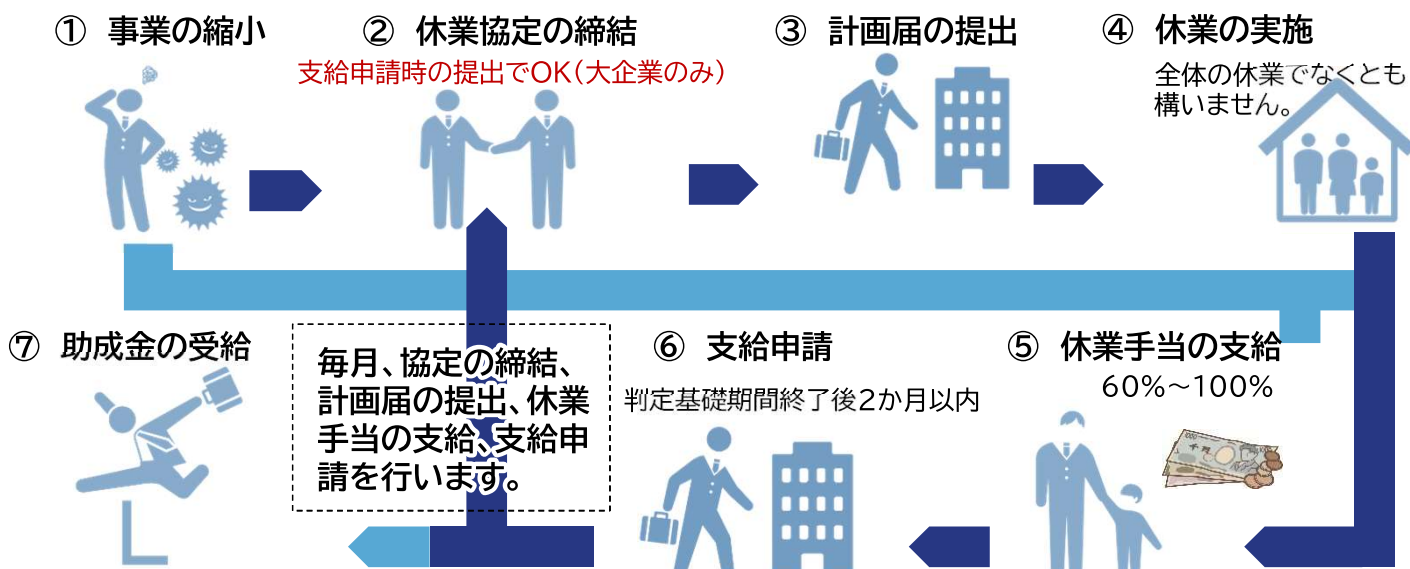
# 雇用調整助成金

令和5年  
4月1日  
制度改正!!

景気の変動・経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部が助成されます。

どうしたら使えるのか①	どうしたら使えるのか②
景気の変動や経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされたこと	直近3ヶ月の売上高等の平均値が前年同期と比べて <b>10%以上減少</b> していること
どうしたら使えるのか③	助成金の対象はだれか？
直近3ヶ月雇用保険被保険者数等の平均値が前年同期と比べて <b>10%かつ4人以上</b> 増加していないこと	<b>雇用保険被保険者</b> が対象です

## 受給までの流れ



## 休業の場合の助成金

出向元事業主の 出向労働者の賃金に対する <b>負担額</b>  イ.出向元の出向労働者の賃金に対する負担額 ロ.出向前の通常賃金の <b>1/2</b> の額	×	<b>助成率</b>		=	<b>助成額</b>
		中小企業  <b>2/3</b>	大企業  <b>1/2</b>		8,355円 × 330/365 × 支給対象期の日数が上限 (教育訓練加算:1,200円)

## 1年間のクーリング期間制度について

- 令和5年3月31日時点で、対象期間が1年に達している場合は、支給要件を満たすことで制度が利用可能です。
- ① 令和4年3月31日以前に判定基礎期間末日がある場合は、令和5年4月1日以降から申請可能です。
- ② 令和4年4月から令和5年2月までの間に判定基礎期間末日がある場合は、1年経過後から申請可能です。
- ③ 令和5年3月に休業等を実施している場合は、1年経過後から申請可能です。
- 令和5年3月31日時点で対象期間が1年に満たない場合は、支給要件を満たすことで1年に達するまで通常の申請が可能です。